

平成七年宗教法人法改正の覚書

矢 吹 輝 夫
(弁護士)

一 宗教法人法の改正

宗教法人法の改正については、昭和三十三年四月二二日宗教法人審議会は、文部大臣の「宗教法人法における認証・認証の取消等の制度の改善策について」の諮問に対し答申したが、実現に至らず（「明治以降宗教制度百年史」文化庁三六三頁）、今般宗教法人法の一部を改正する法律（平成七年法律第一三四号）の成立をみた。審議の概要は次のとおりである。

（宗教法人審議会）

第一二七回（平七・四・二五）、第一二八回（同六・六）、第一二九回（同九・五）、第一三〇回（同九・二三）、第一三一回（同九・二九）文部大臣に報告書提出

（国会審議）

平成七・一〇・一七「宗教法人法の一部を改正する法律案」内閣より国会提出、同年一一・一三衆議院可決、参議院送付、同年一二・八参議院可決、同年一二・一五公布

宗教法人法改正の理由は、宗教法人法をめぐる社会状況および宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るためであるとされている（法律案提出理由）。

改正法の大要は、次のとおりである。

(一) 所轄庁の変更（法五条二項）

他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人および当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とする
こと。

(二) 事務所備付け書類の見直し（法二五条一項、二項） 収支計算書の作成・備付け義務等

(三) 信者その他の利害関係人に一定の制限のもとに備付け書類の閲覧を認めたこと（法二五条三項）。

(四) 宗教法人に対し、備付書類のうち一定の書類の写しを所轄庁に定期的に提出させること（法二五条四項）。

(五) 宗教法人法七九条、八〇条および八一一条に関する所轄庁の報告徴収および質問権（法七八条の二）

(六) 宗教法人審議会の委員数を一〇人以上二〇人以内とすること（法七二条）。

右法律は、公布の日から施行する規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされ（改正法附則一）、平成八年九月一五日から施行された（平成八年政令第二三九号）。

以下に若干の問題点を指摘しておく。

二 所轄庁の権限の強化

1 改正法二五条四項は、宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、当該宗教法人の事務所に備えられた同条二

項に掲げる役員名簿、財産目録・収支計算書・貸借対照表、境内建物に関する書類、第六条の規定による事業に関する書類の写を所轄庁に提出しなければならないとしている。

文化庁文化部宗教課「改正宗教法人法Q&A」によると、所轄庁の認証をへて宗教法人が成立すると、それ以降、所轄庁が宗教法人の活動について知るための手段がほとんどない。備付け書類写の提出義務は、宗教法人がその目的に沿って活動していることを所轄庁が継続的に把握し、宗教法人法の適正な運用を図るためのもので、宗教法人を監督しようとするものではないとしている(問2、問3)。

2 認証を行った所轄庁が、その後において認証要件を備えているかの調査、指導を行う責任を負うか。

認証とは、宗教法人法が定める一定の要件を備えていることの確認行為である。そして宗教法人法制定に際し、宗教団体法の認可主義と宗教法人令の準則主義との中間形態として、所轄庁の判断の余地が著しく制限された認可の特殊なものとして創設された認証行為(根本昭「宗教行政の性格と宗教法人法の特徴」宗教法第一二号二五二頁)に、その後の認証要件の調査、指導の責任まで包含するものとは考えにくい。

昭和四一・二・二一 四一⁽¹⁾地調宗二は、認証を行った所轄庁が、その後その規則の運用について指導監督の責任をもつかどうかは、認証行為とは別に、他の規定との関連、或は規定の趣旨から判断さるべきとしているが、このような視点から、宗教法人法の説明が重要である。

3 書類写の提出義務の懈怠は、過料に処せられる(法八八条五号)。これを所轄庁からみると、宗教法人に対する書類写の提出請求権であり、宗教法人法において認められる所轄庁の責任を適正に果たすために新設された所轄庁の権限であるといえよう。

所轄庁は、提出書類の写から認証要件の欠缺や宗教法人法違反の運営に疑いをもつときは、その是正を指導し、

場合によっては質問や報告を求めることも予想されるという。その取扱いについては、法二二五條五項の留意規定がある。

このようにみてくると、書類写の提出義務の新設は、実質上の指導監督につながるものである。しかし、宗教法入法には、民法六七條、八三條ノ二、八四條三ノ二号のような法人の業務についての主務官庁の監督規定はないのであるから、宗教法人の同意、協力の下に行う行政指導（「行政指導」関哲夫著、現代行政法学会集五、ぎょうせい）の域を出ない。とはいっても、本条の新設により、所轄庁の事実上の監督指導が強化されることは必定で、今後の推移を見守りたい。

三 信者の地位の変容

1 改正法二二五條三項は、宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて、同条二項各号に掲げる書類又は帳簿（法二二五條二項五号の事務処理簿のことで、いわゆる会計帳簿をいうものではない。）を閲覧するについて正当な利益があり、かつその閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならないとしている。

右規定は、前記Q&Aによれば、信者その他の利害関係人の一層の利便を図り、宗教法人のより民主的な運営や透明性を高めるためのものであるとしている（問14）。

2 さて、宗教団体には、信者の権限の強い社团的なものから、その弱い財团的なものまで色々ある。宗教法人は、宗教団体法と異なり宗教団体内における信者の地位、権限については、公告をうける地位にとどめ各宗教団

体の自治にまかせていた。改正法がこのような信者に対し、一律に書類帳簿の閲覧請求権を新設したことは、その権利の性質いかんによっては信者の地位に変容をきたすことになりかねない。そのようなことを許すことになると、法が宗教法人運営の民主化、透明化の要請から宗教団体の自治を侵害することになり、改正法は極めて重大な問題を内在することになる。

信者と利害関係人の範囲について、前記Q&A(問15)に例示がある(利害関係人に包括宗教法人が入るとすると、一宗課金の賦課、寺院等級査定等において、被包括法人の実態の把握が容易になるであろう)。なお、宗教法人法において「信者その他の利害関係人」(または単に「利害関係人」とあるのは、法解釈上同一に解すべきであろう(法一二二条二項、二三条、二五条三項、二六条二項、三四条一項、四四条二項、四九条二項、八一条、法八一条の利害関係人に信者を含むことにつき、大阪高決昭三八・六・一〇 下民集一四卷六号一二二七頁))。

3 書類帳簿の閲覧につき、「正当な利益」、「不当な目的」とは、どのような場合をいうか、今後実務や判例の蓄積がまたれるが、商法の各規定(商法二四四条、二六〇条ノ四、二六三条、二八二条、二九三条ノ六および七、四九八条)の解釈、運用も、信者と株主の相違の理解の上に立って参考となろう。この場合、閲覧請求の対象となる書類等の種別によって差異があるかもしれない。

書類帳簿の閲覧請求権の存否について判例の見解が分かれている。書類帳簿の閲覧請求権が宗教法人の業務執行の是正や機関の責任追求のための手段的権利で、一般の檀信徒にはそのような権利は認められないとの立場からすると、一般の檀信徒からの閲覧請求には正当事由がないことになる。それとも、閲覧請求権の新設によって、一般の檀信徒にかような権限が認められることになったと解するのか、改正法に新設された書類帳簿の閲覧請求権の性質決定を急がなければならない。

四 その他の問題

1 審議の異常性

改正法は、宗教法人審議会の報告を尊重し、これに基づいて立案された。同審議会の審議経過は、前記のように平成七年四月二五日に始まり、五か月後の九月二九日には報告書を文部大臣に提出している。第一次改正の審議が昭和三一年五月一六日の諮問から同三年四月二二日の答申まで二年間を要し、なお実現に至らなかったのと対比してみても、相当のスピードである。

果して、審議明けの平成七年一〇月四日杉谷義純委員から三角哲生会長に抗議書が提出され、同月九日力久隆積委員から報告書撤回・審議会再開要求書が、次いで同月一七日には、審議会委員一五人中、七人の委員から島村宜伸文部大臣宛審議会の開催申入れ書が提出された。審議会終了直後に、このような反対表明がなされたことは極めて異常なことである。まして、一国の宗教政策にかかわることを考えると、遺憾の意を禁じえない。

平成七年一〇月五日立正佼正会反対見解書、同月一〇日日本キリスト教協議会・カトリック協会共同反対表明、全日本仏教会は意見とりまとめの時間的余裕が全くなかったという。その後も宗教団体の反対表明が続いている(後記の長谷川論文四五頁)。

衆参両院における賛成・反対討論は、官報号外平成七年一一月一三日号、同年一二月八日号参照

2 改正の不徹底

改正法は、必要最少限の改正を行った(「Q & A」問2)ため、業務停止命令や認証取消の期間が一年のまま(法七九条一項、八〇条一項)、罰則が軽い一万円以下の過料(法八八条)、解散命令の申立に保全処分の規定が

ないなどの批判がある。

3 税法とのかい離

収支計算書については、宗教法人法附則23により、当分の間、一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、その作成をしないことができるとされ、平成八年文部省告示第一一六号により、その額は金八〇〇万円とされた。他方租税特別措置法六八条の六により公益法人等は収支計算書を作成し、所轄の税務署長に提出しなければならない。但し、小規模の法人を除くとされ、同法施行令三九条の三六により、小規模の法人は年間収入の額が五〇〇万円以下とされている。

このように収支計算書の作成免除について、宗教法人法と税法との間にかい離がみられるが、その調整が要請されている。

なお、殆どどの宗教法人規則には、決算書の作成義務が定められている。一部の所轄庁では、右決算書は収支計算書にあたるものと解し、このような宗教法人は、前記附則23とは関係なく、規則に従って収支計算書を作成・備付くべきものとし、従ってその写を所轄庁に提出する義務があるとしている。ここにも、所轄庁の権限強化がうかがわれ、右附則23は、立法者の配慮にも拘らず、早くも空文化のおそれが出てきている。

4 オウム真理教事件と危機管理

改正法は、一連のオウム真理教事件を契機として立法に至ったことは間違いがない。しかし、宗教法人法の目的からみても、改正法をもって右のような事件を防止することはできないであろう。これは一国の危機管理として検討される問題である。

以上、雑白な問題提起に終り、大方のご教示を庶幾うとともに、宗教団体は、このような法改正により、いわば

外圧によって自浄作用に至るといわれるが、それが杞憂となることを願うものである。

(1) 昭和四一・二・二一 四一―地調宗「宗教法人に対する所轄庁の指導監督の責任について」は、認証は、法律で定める要件を備えているかどうかを審査し、所定の要件を備えていると認めるとき行なうその旨の判断の表示と考えられる。

認証を行った所轄庁が、その後その規則の運用について指導監督の責任をもつかどうかは、認証行為自体とは別個に、他の規定との関連、或いは全般の規定の趣旨から判断されるべきである。法人において、役員は、常に法令、規則等に従って業務、事業の適正な運営をはからなければならず(宗教法第一八条第五項)、規則を変更するには所定の手続を要する(同法第二六条第一項)。又一定の行為を怠り或は不実行をしたときは、罰則の適用がある。これらの点から所轄庁として、所轄法人に対し、法の趣旨を普及徹底させ、又規則に反する運営がなされていることを知ったときは、その点を指摘し、規則に従った運営をするよう指導することは差支えないものと考えられる。としている。

(2) 東京高判昭六三・九・二八判時二一九三号九六頁、反対東京高判平六・三・二三判時一五〇七号一二三頁(上告中)

(3) オウム真理教については、解散決定につき、東京地決平七・一〇・三〇判時一五四四号四三頁、東京高決平七・一二・一九判時一五四八号二六頁、最決平八・一・三〇判時一五五五号三頁、破防法適用請求に対する公安審査委員会の棄却決定につき、朝日新聞他平九・二・一がある。

宗教法改正問題については、「論争宗教法改正」第二東京弁護士会消費者問題対策委員会編・緑風出版、
 「21世紀の宗教法改正」紀藤正樹著・朝日新聞社、「宗教法改正の問題と論点」長谷川正浩著・成田山法類会、
 平成八年六月二九日宗教学学会シンポジウム「宗教法改正をめぐる諸問題」等がある。